厚木市環境学習プラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

１　意見募集期間

令和６年１月４日（木曜日）から令和６年２月５日（月曜日）まで

２　意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数　　２人

(2) 意見の件数　　　　　　　３件

(3) 案に反映した意見の数　　１件

３　意見と市の考え方

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 意見の概要 | 市の考え方 | 反映したもの |
| 1 | p.21《職員による出前講座》について　担当課職員の方が学校など回られることについて、作業ボリューム的に難しいのではないかと思います。高校など探求の授業では企業がプログラムを提供して出前授業するというのが色々な地方で普及してきていますが、厚木市内にもプライム上場している企業が多数あり、みなTCFD※1やTNFD※2に先進的に取り組んでいますので、そういった企業のリソースをなるべく多く使うようにしていだければ、職員の方の負担が減り、より政策面にかける時間を設けられるのではと思います。※1　TCFDとは、「Task force on Climate-related Financial Disclosures」の略。2015年に設立された国際的な組織の名称であり、各企業に気候変動に対して取り組みの計画や現状を、具体的に開示することを推奨している。※2　 TNFDとは「Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」の略。企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みの構築を目指している。 | 環境教育を市域全体で推進していくためには、市内企業等の各主体と相互に連携し、協働による環境学習講座の開催などを通じ知識や経験を共有することが重要であると考えております。P23（６）協働取組の推進、民間団体への支援の「推進すべき施策」として、《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》を掲げておりますので、積極的に各主体と情報交換を行い、連携体制の構築を推進してまいります。【23ページ第Ⅳ章1（6）】 |  |
| 2 | p.23に《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》の中にも各ステークホルダーとの連携が挙げられていますので、より一層進めていただきたいと思います。　また、そういった企業・団体として、若者にも知名度があるような人気のある企業を活用するとより参加意欲も高まり、シンパシーも感じやすいので、好ましいと思います。スターバックスさんやMUJIさんなど（他にもあると思いますが）団体でいうと、NACS-JさんやWWFなど。 | いただいた御意見につきましては、企業等との協働取組を推進する際の参考とさせていただきます。【23ページ第Ⅳ章1（6）】 |  |
| 3 | プランの名称については、環境教育等促進法に基づく計画であるため、法の趣旨を鑑みて「環境教育推進プラン」としたほうが適しているのではないか。 | 　本プランは、当初、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という）に基づく行動計画として「（仮称）厚木市環境教育等行動計画」という名称で策定を進めてまいりました。　令和５年11月、市民の皆様との意見交換会において、「環境教育という名称から小・中学生を対象とする計画という印象を受けてしまう。自分事として捉えられるような市民に届きやすい名称に変更してほしい」と御意見があったことから行動計画という固い表現も含めて見直し「環境学習プラン」に変更したものです。　今回いただいた御意見を踏まえ名称について再度検討した結果、環境教育等促進法に基づくことや同法における環境教育には、環境学習の意味も含まれていることから「厚木市環境教育推進プラン」に変更いたします。 | 〇 |

４　お問合せ先

(1) 担当課名　環境政策課

(2) 連絡先　　046-225-2749

５　結果公開日

令和６年３月18日　公開